都市計画手稲曙西地区地区計画を次のように決定する。

1 地区計画の方針

名	称	手稲曙西地区地区計画				
位	五置	札幌市手稲区曙 11 条 2 丁目及び 12 条 2 丁目の各一部、明日風 5 丁目及び 6 丁目				
×		計画図表示のとおり				
面	 積	2 8 . 1 ha				
区域の整備・	地区計画の目標	当地区は、都心部より北西へ約13kmに位置し、都市計画道路「曙通」及び「山口中通」と既成市街地に接する市街化調整区域内にあり、現在、組合施行の区画整理事業が進められている。そこで、本計画では、事業後に予想される建築物の用途の混在や敷地の細分化などによる居住環境の悪化を未然に防止し、緑豊かでうるおいのある良好な住環境の保全を図ることを目標とする。 当該地域は市街化区域に隣接した市街化調整区域であることから、隣接市街化区域の用途地は現るが当該区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、国際理論を調和した自体な住場で				
開発及び保全に関する方針	方針	域及び当該区画整理事業の土地利用計画を基本としつつ、周辺環境と調和した良好な住環境が 形成されるよう、当地区を次の5地区に区分し、それぞれの地区にふさわしい適正な土地利用 を図る。 1 住宅A地区 戸建の専用住宅を主体とし、共同住宅や社会福祉施設等が立地できる地区とする。 2 住宅B地区 低層の共同住宅を主体とし、社会福祉施設等が立地できる地区とする。 3 沿道A地区 幹線道路に面する街区であることから、店舗や事務所、共同住宅等が立地できる地区とする。 4 沿道B地区 幹線道路に面する街区であり、住宅A地区にも隣接していることから、店舗、事務所、共同 住宅のほか、兼用住宅等が立地できる地区とする。 5 沿道C地区 幹線道路に面する街区であるが、街区形状が小さいことから、店舗、事務所、共同住宅等が立地できる地区とする。				
	地区施設の 整備の方針	地区内の区画道路及び公園については、当該区画整理開発事業により整備されるので、これら地区施設の機能の維持・保全を図る。				
	建築物等の整備の方針	地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物等に関する制限を次のように定める。 1 住宅地としての環境保全と商業その他の業務機能の増進が図られるよう、それぞれの地区の土地利用にふさわしい「建築物の用途の制限」を定める。 2 住宅A、B地区(以下、「住宅地区」という。)にあっては、住宅地としての環境保全を図るため、沿道A、B、C地区(以下、「沿道地区」という。)にあっては、隣接する住宅地との調和を図るために、「建築物の容積率の最高限度」を定める。				

 $\overline{\mathbf{X}}$ 域 の 整 備 開 発 及 び 保 全 に 関 す る 方 針

建築物等の 整備の方針

- 3 住宅地区にあっては、日照や通風等に必要な空地を確保するため、沿道地区にあっては、商業・業務等に必要な空地を確保するために、「建築物の建ペい率の最高限度」を定める。
- 4 住宅地区にあっては、北国としての良好な住環境の形成に必要な敷地を確保するため、沿道地区にあっては、幹線道路の沿道街区として適切な土地利用を担保するため、「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。
- 5 うるおいとゆとりのあるまちなみを形成するため、敷地の道路に面する部分には生け垣、樹木等の植栽による緑化が図られるよう、「建築物の壁面の位置の制限」を定める。
- 6 住宅地区にあっては、日照や眺望の確保と整然とした家並みの形成を図るため、沿道地区にあっては、隣接する住宅地との調和を図るため「建築物の高さの最高限度」を定める。
- 7 住宅地区にあっては、住宅地としてのまちなみにふさわしい景観の形成が図られるよう、「建築物等の形態又は意匠の制限」として、広告・看板類の制限を定める。
- 8 住宅A地区にあっては、宅地の緑化推進の効果を高め、緑を通じてへい越しに会話のできる 開かれた明るいまちとするため、「垣又はさくの構造の制限」として、へいの高さの制限を定 める。

その他当該地区の整備・ 開発及び保全に関する方針

良好な住環境を形成するため、宅地の地盤面は周囲の生活環境を損なわない高 さとする。

2 地区整備計画

_							
名							
	X	域	計画図表示のとおり				
	面積		2 7 . 7 h a				
趸		ш.,	住 宅 A 地 区	住 宅 B 地 区	沿 道 A 地 区	沿 道 B 地 区	沿道 С地区
新			17.5ha	2 . 8 h a	4 . 6 h a	2 . 7 h a	0 . 1 h a
10 関する事項	建築の制	物の用途	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 住宅 (2) 住宅で、学習塾、華道教室、囲碁教室その他に類する用途を兼ねるもの又は出力の合計が 0.75kW以下の原動機を使用する美術品に次のア及びイに別の用途を兼ねるものに限するのにでするものにでする。)ア 住宅以外の用途に供する部分の床面積の合計が50㎡以下のもの。) (3) 共同住宅、学、では下宿(4) 学校(大学では、一人では、公の一方では、このでは、、のの一方では、、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、、ののでは、ののでは、の	次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。 (1) 長屋、共同住宅、寄宿舎又は下宿 (2) 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これらに類するもの (3) 老人ホーム、保育所、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの (4) 診療所 (5) 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する公益上必要な建築物(建築基準法施行令第130条の4各号に掲げるものに限る。) (6) 前各号の建築物に附属するもの(建築基準法施行令第130条の5各号に定めるものを除く。)	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 準住居地域に建築できないもの(建築基準法別表第二(と)項に掲げるもの) (2) 住宅 (3) ホテル又は旅館 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの	ないもの(建築基準法別表 第二(と)項に掲げるもの) (2)住宅(建築物の一部を住 宅の用途に供するもの及び 3戸以上の長屋を除く)	次の各号に掲げる建築物は、建築してはならない。 (1) 準住居地域に建築できないもの(建築基準法別表第二(と)項に掲げるもの) (2) ホテル又は旅館 (3) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

ပုံ

	1				T	T
建築物等に関する事項		住 宅 A 地 区	住宅 В地区	沿 道 A 地 区	沿 道 B 地 区	沿道 С地区
	建築物の容積 率の最高限度	10分の6	10分の6	10分の10	10分の20	1 0分の2 0
	建築物の建ペ い率の最高限 度	10分の4	10分の4	10分の4	10分の6	10分の6
	建築物の敷地 面積の最低限 度	2 0 0 m²	5 0 0 m²	2 , 0 0 0 m²	5 0 0 m²	2 0 0 m²
	建築物の壁面の位置の制限	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっては 1.5m、道路境界線の隅切部分及び隣地境界線からの距離にあっては 1mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物の部分が次の各号の一に該理集物の部分が次の各号の一に類する場合には、この限りでない。 (1)車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m以内であること。 (2)敷地境界線からの距離が 1m以内の区域にある建築物等の外壁等の外壁等の中心線の長さの合計が 3m以下で、かつ、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離が 1.5m以内の区域にある建築物等の外壁 等の中心線の長さの合計が 4m以下であること。	敷地境界線から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は、道路境界線(隅切部分を除く。)からの距離にあっては2m、道路境界線の隅切部分及び隣地境界線からの距離にあっては1mとする。ただし、当該限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合には、この限りでない。 (1)車庫、物置その他これらに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内であること。 (2)外壁等の中心線の長さの合計が3m以下であること。	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱の面までの距離の最低限度は3mとする。	1 都市計画道路「曙通」の 道路境界線(隅切部分を除 く。)から建築物の外壁又は これに代わる柱(以下「外壁 等」という。)の面までの距 離の最低限度は3mとする。 2 前項の道路を除く道路 の道路境界線(隅切部分を除 く。)から外壁等の面までの 距離の最低限度は1.5mとす る。	道路境界線(隅切部分を除く。)から建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下「外壁等」という。)の面までの距離の最低限度は3mとする。2 前項の道路を除く道路

ı	
O	1
ī	

建		住 宅 A 地 区	住 宅 B 地 区	沿 道 A 地 区	沿 道 B 地 区	沿道 С地区
築物等に関する事項	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 (1) 10m (2) 当該部分から北側前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に5mを加えたもの	建築物の各部分の高さは、次の各号に掲げるもの以下としなければならない。 (1) 10m (2) 当該部分から北側前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に5mを加えたもの	2 0 m	2 0 m	2 0 m
	建築物等の形態又は意匠の制限	-	外広告物条例(平成10年条例第43号)第11条第2項第1号に規定する自家用広告物をいう。)のうち、次のいずれかに該当するものは建築物に表示し、又は築造設置してはならない。(1)独立して築造設置する広告塔、広告板類(突出広告を含む。)で次のアからウまでのいずれかに該当するものア高さ(脚長を含む。)が5mを超えるものイ表示面積(表示面が2以上のときは、その合計)が10㎡を超えるものウ刺激的な色彩又は装飾を用いることなどにより、美観風致を損なうもの			
	垣又はさく の構造の制 限	道路に面するへい(公園、雨水貯留 池及び下水道管理用地に設けるもの を除く。)の高さは1.2m以下とする。 ただし、生け垣はこの限りでない。				
備 考 用語の定義及び面積、高さ等の算定方法については、建築基準法及び同法施行令の例による。				<u> </u>		